



クリーニングに衣類を出すとき、受け取るときには、衣類の状態を確認しましょう

Q. 5カ月前にクリーニング店に出したウールのスカートを着用しようと、クローゼットから出すと、スカートのプリーツの仕上がりが悪く、生地風の合いも変わっていました。クリーニングが原因だと思うので、クリーニング店に弁償を求めたいのですが、どうしたらいいのでしょうか。

A. 衣類は着用やクリーニングを繰り返すことで劣化します。クリーニングトラブルの原因は、さまざまな要因が重なって発生することがあり、原因を特定することが難しいのが現状です。クリーニングを出すとき、受け取るときには、必ず衣類の状態を店舗と一緒に確

認しましょう。Sマーク(「クリーニング業に関する標準営業約款」の登録店)、LDマーク(クリーニング生活衛生同業組合の加盟店)のある店舗では、クリーニングトラブルを解決するために「クリーニング事故賠償基準」を作成しています。事故賠償基準では、事故の原因がクリーニング以外であることを店舗が証明しない限り、店舗は損害を補償することになっています。一方、独自の基準を定めている店舗もありますので、利用する店舗の賠償基準を確認して店舗と話し合いをしましょう。また洗濯物を受け取った日から6カ月、または店舗が洗濯物を受け取った日から1年が過ぎると、賠償金の請求ができなくなる場合がありますので注意が必要です。

《消費者相談》まずは電話で相談を

●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター ☎042・473・4505

●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時＝消費者ホットライン ☎188